

随意契約内容の公表について

京都市の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

- (1) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）
- (2) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量、設計等の委託に係る契約

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約を所管する室又は課
- (3) 契約締結日、種別及び概要（工事にあつては、工事の名称、場所、種別及び概要）
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

4 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。